

③(2)高資本費対策のあり方について(財政措置のあり方(論点の整理))

1 対象となる団体の要件のあり方について

- 供用開始後年数が30年を経過しても、資本費が依然高いままの団体が多いことをどう考えるか。〔資料5-2〕
- 構造的に資本費が高いと考えられる人口密度の低い団体の多くが、近い将来、供用開始後30年を迎えることをどう考えるか。〔資料5-3〕
- 使用料水準の要件(3,000円/20m³)は現状のままでよいか。この他、経営努力を行っていることを測る要件が必要か。

2 公営企業会計の適用の要請を踏まえた資本費算定の必要性について

- 高資本費対策に係る財政措置にあたっては、現在、元利償還金ベースの資本費により算定しているが、公営企業会計を適用した上で減価償却費ベースの資本費により算定すべきではないか。〔資料5-4〕
- 資本費平準化債を活用して資本費の一時的な上昇を抑制している団体は、高資本費対策の算定上不利になることをどう考えるか。〔資料5-5~5-6〕
- 公営企業会計への移行を行わない団体に対する措置をどう考えるか。
- 公営企業会計の下での減価償却費ベースで資本費を算定する場合、供用開始後30年以上の事業を対象外としている現行制度と整合性がとれないのではないか。

平成18～25年度の間に供用開始30年を超えた下水道事業*1の使用料対象資本費単価の状況
 (平成25年度に供用開始31～36年となった事業)

*1 高資本費対策事業に限る

(単位:事業数)

	処理区域内人口密度(人/ha)	全事業数*2	合計*1	使用料対象資本費単価			
				51円～76円	76円～153円	153円～306円	306円以上
公共下水道	100以上～	0	0	0	0	0	0
	75～100	1	1	0	1	0	0
	50～75	3	3	2	1	0	0
	25～50	46	42	10	22	10	0
	25未満	1	0	0	0	0	0
特定環境保全公共下水道・集落排水*3		10	9	0	6	2	1
浄化槽*4		0	0	0	0	0	0
合計*5		61	55	12	30	12	1

*2 使用料対象資本費単価51円未満を含む

*3 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

*4 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

*5 流域下水道及び特定公共下水道を除く

資本費単価が全国平均(51円)以上の事業における供用開始後年数の分布状況(平成25年度)

()内の数字は高資本費対策対象事業数

(単位:事業数)

処理区域内人口密度(人/ha)		供用開始後年数								
		0～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～25年	25～30年	30～35年	35年～40年	40年～
公共下水道	100以上～	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (2)	5	1	8
	75～100	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	9 (0)	8	4	15
	50～75	5 (3)	5 (2)	9 (2)	22 (10)	34 (5)	22 (3)	16	11	43
	25～50	10 (5)	40 (27)	77 (45)	79 (52)	106 (63)	79 (55)	70	27	52
	25未満	5 (5)	12 (10)	44 (23)	53 (42)	57 (43)	22 (13)	6	2	1
特定環境保全公共下水道・集落排水*1		20 (10)	139 (73)	495 (287)	615 (362)	302 (166)	146 (69)	33	8	1
浄化槽*2		2 (2)	31 (23)	70 (55)	72 (49)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
合 計*3		43 (26)	227 (135)	695 (412)	842 (515)	506 (277)	281 (142)	138	53	120

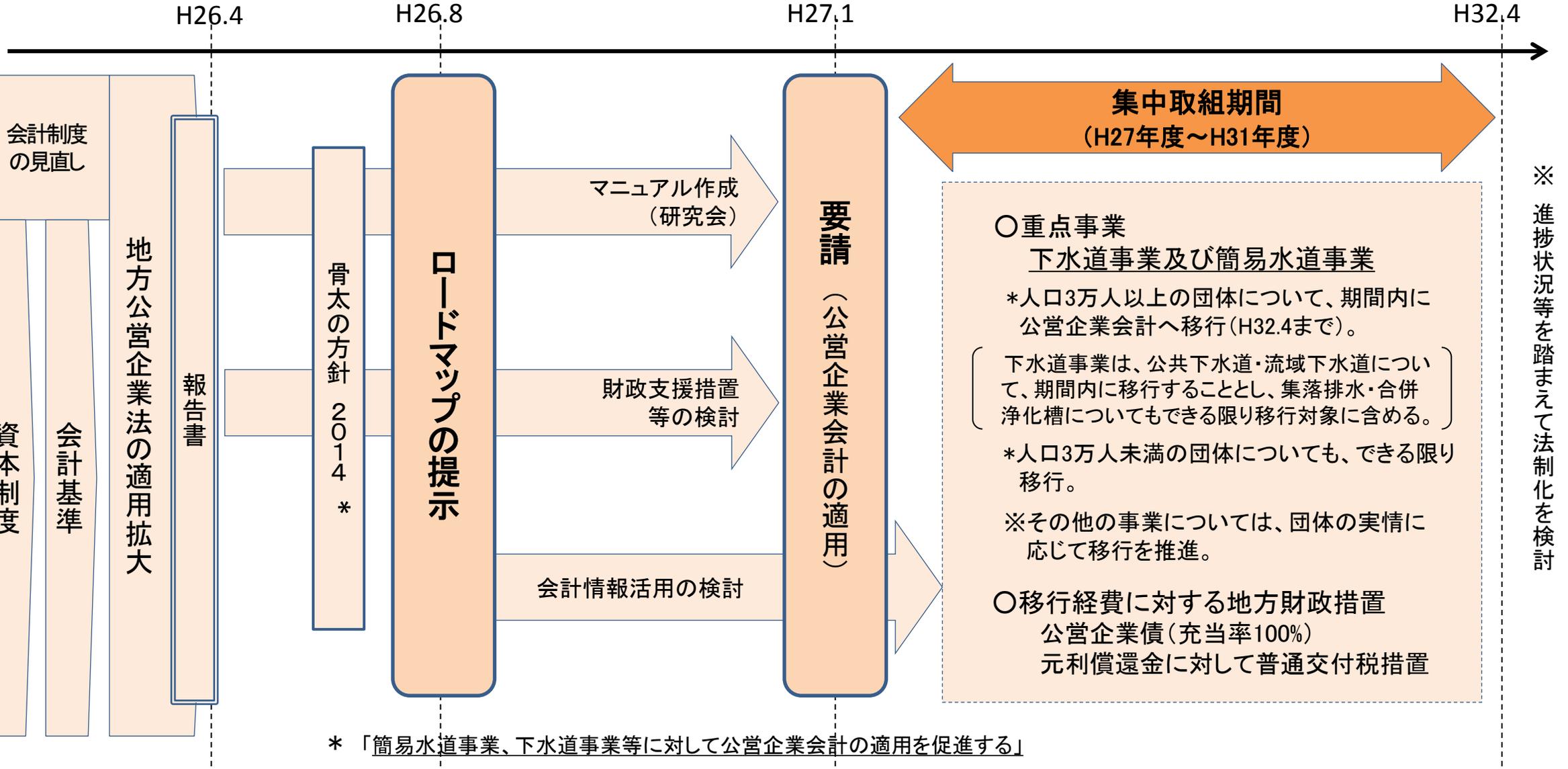
*1 集落排水とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

*2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと

*3 流域下水道及び特定公共下水道を除く

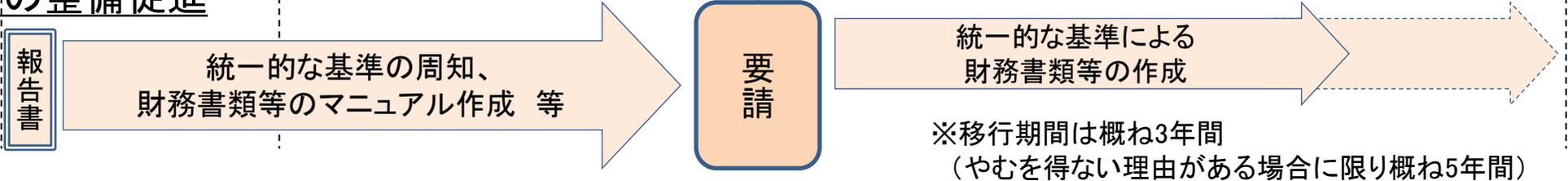
公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ

○公営企業会計の適用拡大



※進捗状況等を踏まえて法制化を検討

○地方公会計の整備促進



(参考)公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。

その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。現在、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用(平成25年度公営企業決算))。

現下の**人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。**

公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業
工業用水道事業
軌道事業
自動車運送事業
鉄道事業
電気事業
ガス事業

病院事業

簡易水道事業
下水道事業
船舶事業
港湾整備事業
市場事業
と畜場事業
観光事業
宅地造成事業 等

① 地方公営企業法全部適用

財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

② 地方公営企業法一部適用

財務(公営企業会計)規定のみ適用される(各団体の判断ですべて適用することも可能)

③ 地方公営企業法任意適用

各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

(参考)公営企業会計の適用の推進について(要請)

適用推進の要請に至るまでの経緯

平成25年度 「地方公営企業法の適用に関する研究会」における検討等

○公営企業会計の適用推進が必要。住民生活に密着し資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道事業は特に必要性が高い。ロードマップを示すべき。

平成26年6月 「経済財政運営と改革の基本方針2014」

○財政マネジメント強化、PPP/PFI推進支援等のため、簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。

平成26年8月 「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」の発出

○公営企業適用促進のスケジュール(平成27年1月頃に正式な要請を行う等)、範囲等について、地方公共団体に周知。

平成27年1月 「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」報告書の取りまとめ

○「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の作成。

公営企業会計の適用の推進について(要請) (平成27年1月27日付 総務大臣通知)

※ 併せて、適用に取り組むに当たっての留意事項を通知(自治財政局長通知)

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。

●平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。

●下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。

- ・都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口3万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。
- ・その他の事業も実情に応じて移行が望ましい。

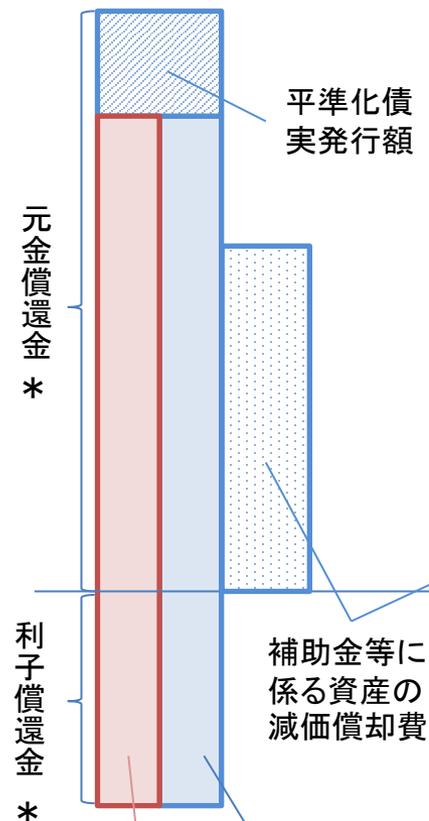
○総務省が講じる支援措置等について周知。

●公営企業会計適用についてのマニュアルの策定を周知。地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。

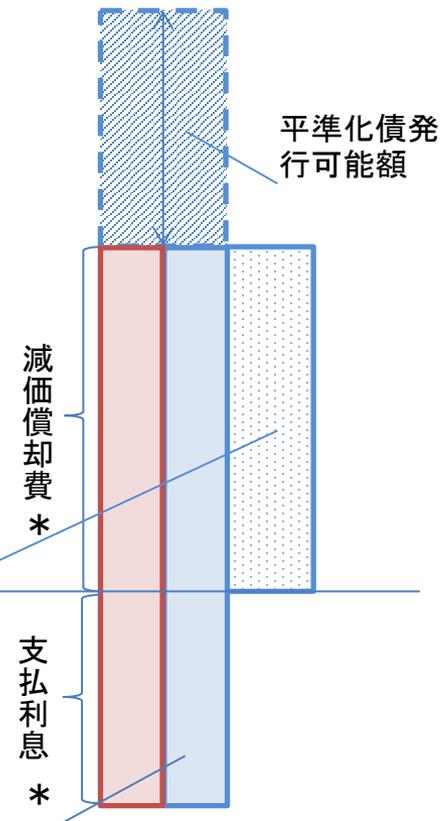
- ・経営改革の推進、都道府県が講じることが望まれる支援措置等を助言。

高資本費対策における資本費及び資本費平準化債の発行可能額の算定方法

高資本費対策における資本費の算定方法(イメージ)



減価償却費ベースの資本費の算定方法(イメージ)



高資本費
対策算定
対象資本費

公費負担分

* 特別措置分等に係るものを除く

<資本費平準化債の発行可能額について>

- ①法適用企業
元金償還金 - (減価償却費 - 長期前受金(補助金等)償却額)
- ②法非適用企業
元金償還金 - 「法適用となった場合の耐用年数等を勘案して算出する減価償却費相当額」*

*減価償却費相当額算定方法
各事業に係る施設の公営企業債発行総額 ÷ A × 0.9
A: 各事業に係る施設の耐用年数

事業名	施設の耐用年数の期間
水道事業 (簡易水道事業)	40年
交通事業 (船舶運航事業)	25年
下水道事業 (下記を除く)	45年
下水道事業 (特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設)	28年

資本費平準化債の発行状況(事業別・人口区分別)

資料 5-6

(単位:億円)

		法適用事業					法非適用事業					合計					
		H25			H24	H23	H25			H24	H23	H25			H24	H23	
		全事業数	発行事業数	発行額	発行額	発行額	全事業数	発行事業数	発行額	発行額	発行額	全事業数	発行事業数	発行額	発行額	発行額	
建設中施設に係る元金・建設改良地方債の元金	公共下水道	238	108	973	1,012	1,118	950	399	937	955	1,009	1,188	507	1,910	1,967	2,127	
	処理区域内人口密度	(100人/ha以上)	14	7	213	218	311	33	11	79	74	87	47	18	292	291	399
		(75~100人/ha)	23	13	274	303	344	49	22	90	118	109	72	35	364	421	453
		(50~75人/ha)	53	23	253	278	289	149	59	204	190	210	202	82	457	468	499
		(25~50人/ha)	119	55	217	207	166	483	212	465	474	507	602	267	682	681	672
		(25人/ha未満)	29	10	15	7	8	236	95	99	99	96	265	105	115	106	103
	特定環境保全公共下水道	132	35	31	29	26	621	181	114	114	113	753	216	145	143	139	
	特定公共下水道	4	0	0	0	0	7	1	1	1	1	11	1	1	1	1	
	流域下水道	4	2	11	4	4	42	17	92	93	106	46	19	103	98	110	
	集落排水処理施設(*1)	119	30	15	10	9	1,101	200	113	111	109	1,220	230	128	122	117	
	浄化槽(*2)	41	0	0	0	0	381	19	1	1	1	422	19	1	1	1	
小計	538	175	1,029	1,056	1,157	3,102	817	1,258	1,274	1,339	3,640	992	2,287	2,330	2,495		
未利用施設の利子														98	108	102	
合計														2,385	2,438	2,597	

*1 集落排水処理施設とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと

*2 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと